

見えない危険

電磁波・低周波音・化学物質

倉方俊輔

「悪」のコルビュジェ
第5回 一つのピリオド

今さら何が語れるだろう、サヴォア邸について。それでも訪れると、自分が最初に発見した物事でもあるかのように、言葉を発したくなる。そして、無知と私性を露呈させてしまう。

傑作とは怖いものだ。相対する者を第一発見者であるかのように語らしてしまうのだから。理性的な人間にはありえない態度だろう。さんざん踏み荒らされたものに対して、初めて向き合った人間が自分であり、真に理解できるのは私だけと信じるなんて。

ル・コルビュジェは、かつて紀元前5世紀の古代ギリシアが産んだパルテノン神殿を、敵対するアカデミーの人間はまったく理解しておらず、自分が真の姿を見出したと語った。挑戦的な態度が功を奏して、知人の輪が広がり、裕福なクライアントへと行き当たった。そして、パリ郊外に残された。パルテノン神殿と同様に、冷静な表情で、人々に時空の狂った情熱を呼び起こさせる傑作が。

サヴォア邸は、独立した印象が強い。設計者は良好な景観を持った広い敷地の中に、正方形平面の1棟を配置することを選択した。建物は周りに左右されず、どの方向から眺められてもよいようになっている。

独立した建築であるという印象に、ピロティが役立っている。それは大地から離れた感覚を与える。2階に生活の主要部分を置いて、良い眺めを得た暮らしを可能にしている。1階には、その優雅さを支える車庫や使用人の部屋などしかない。

上階をメインの階とすることは、ルネサンス以来の格式ある邸宅の手法と、むしろ一致している。だが、そのようなアカデミックな邸宅の1階は多くの場合、重々しい。階高は低く、外壁を荒々しい石の仕上げなどとし、開口部も小さく粗野だ。

——[p.2-3に全文掲載]



光嶋裕介『コルビュジェのある幻想都市風景(サヴォア邸)』

～Urban Landscape Fantasia with Le Corbusier『Villa Savoye et loggia du jardinier』

低周波音

●人間が音として聞くことのできる、20ヘルツから2万ヘルツまでの音のうち、100ヘルツ以下の低い音。聞こえ方や症状の出方に個人差がある。

●2014年、消費者庁の消費者安全調査委員会が、エコキュート^{※1}について「不眠などの健康症状の発生に関与している可能性がある」とする報告書を発表。またそれに続き、2015年にはエネファーム^{※2}とエコウィル^{※3}による健康被害も調査対象(現在も継続調査中)となった。設置場所が屋外であることから隣家とのトラブルの原因にもなっている。

※1…エコキュート=空気中の熱をくみ上げるヒートポンプで湯を沸かす家庭用電気給湯器の愛称。割安な夜間電力を使う。

※2…エネファーム=都市ガスから取り出した水素を、空気中の酸素と化学反応させて発電し、発電した電気は家庭内で利用。発電の時にでた熱で給湯。

※3…エコウィル=都市ガスで発電し、そのとき出る熱でお湯もつくり、暖房もする。

※1～3ともに大手電機メーカー数社が製造。

特集

見えない危険

シックハウス症候群

●住宅の高気密化・高断熱化などに伴い、建材などから発生する化学物質などによる室内空気汚染などと、それによる健康影響を総称して「シックハウス症候群」と呼ぶ。要因はさまざま、揮発性有機化合物、細菌、カビ、ダニや一般的な石油ストーブやガスストーブから放出される一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、たばこの煙…などなど。建築基準法でも、「シックハウス対策に係る法令等」が、2003年7月1日に施行。

電磁波

●電磁波とは「電」=「電気」=「電場(電界)」と、「磁」=「磁気」=「磁場(磁界)」の、両方の性質を持っていて、これらは「波」の形状をしている。波は、高周波(細かい波)から、低周波(大きな波)まであり、それぞれ性質や用途が異なる。主に高周波は携帯電話などから、低周波は家電やパソコンなどから発生。

●電磁波による深刻な健康障害を訴える人々が多数いるが、電磁波との因果関係がはっきりしないという理由から、電磁波過敏症は日本ではいまだ疾患として認められていない。

電磁波 低周波音 化学物質

最近あまり耳にしなくなったシックハウスという言葉、しかし、電磁波、低周波音、化学物質…など日常に潜む見えない危険はなくなっていないばかりか、経済的な豊かさや便利さの追求と引き換えに深刻化している。また、弊社にも電磁波過敏症、低周波音などで悩む人々から、多数の問い合わせが寄せられるが、共通して聞かれるのが、「理解してもらえない。あなたがおかしいのでは、と言われる」など周囲の無理解や無知によって浴びせられる、さらなる苦痛だ。

本特集を機に少しでも理解が深まることを願う。現在は少数の敏感な人にだけ現れる症状でも、今後あなたに、あなたの大切な人の身にふりかかる問題かもしれない。どうか、想像力をもって考えてほしい。現代の暮らしを蝕む文明社会の副産物とも言える問題を追う。

化学物質過敏症

●タバコや排気ガス、農薬、殺虫剤・防虫剤、印刷物、香料など環境中の種々の化学物質曝露によって頭痛、めまい、吐き気、脱力感、倦怠感、皮膚の痒みなどの症状が起こって日常生活にも支障が出る。

参照

弁護士ドットコムニュース(2016年07月08日)、『(仮題)新しい公害・低周波音問題を考える』井坂和広=著、東京ガス エネファームの基本情報/エコウィルのしくみ、パナソニック エコキュートのしくみ、レジナHP 電磁波とは?(はじめの一步)、『建築ジャーナル』2016年7月号、厚生労働省 生活環境におけるシックハウス対策、国土交通省 建築基準法に基づくシックハウス対策について、盛岡病院 化学物質過敏症・環境アレルギー外来 HP

●構成=雨宮明日香

聞こえない音——低周波音被害

井坂和広 | 井坂法律事務所 代表弁護士

高度成長期を経た1975年頃、7公害について数々の公害裁判を背景に制定された公害対策基本法の下で着々と法整備が整った中、なぜかこの本流から取り残されて「迷子」になった「低周波音」。

その難しさは、「聞こえづらい」「聞こえない」ことにある。

低周波音の健康被害事件の裁判を多数手がけてきた弁護士による、この問題の解説、そして解決の糸口。

必要なのは「境界領域が持つ公共性」の意識の共有である。



いさか・かずひろ
1956年1月4日、兵庫県神戸市生まれ。1979年早稲田大学政経学部政治学科卒。1994年弁護士登録。2005年度群馬弁護士会副会長、前橋家庭裁判所調停委員。2011年に提起したエコキュート高崎訴訟を契機に、エコキュートを中心とした低周波音公害の分野では、被害者側に立つ弁護士として活躍。著作『(仮題)新しい公害・低周波音問題を考える』出版準備中

低周波音問題の生成

低周波音問題は、わが国ですでに法整備がなされている典型7公害に続く「新しい公害」です。先進欧州諸国ではすでに公害として取り組みが行われているこの問題がわが国でどのような状況にあるか、その原因は何かについて触れるのが本稿の目的です。公害である以上、科学技術・産業経済の発展と同時に不可避免的に生じる宿命的な課題であることは7公害と同じです。人の生活に害を及ぼす「低周波音」は、江戸時代には自然界を除いて存在しなかったでしょうし、明治の時代も市民の生活にはほとんどかわりがなかったことでしょう。そう、日本で低周波音が社会的問題として世に出てきたのは高度成長期を経た1975(昭和50年)頃のことです。そして、7公害については数々の公害裁判を背景に制定された公害対策基本法の下で着々と法整備が整った時期です。なぜかこの本流から取り残されて「迷子」になっていることが「低周波音」特有の問題性です。

「低周波音」とは？

まずは、基礎知識から。人間が音として聞くことのできる音は、一般に20ヘルツから2万ヘルツとされ、低周波音は100ヘルツ以下の低い音のことを言います。周波数(単位はヘルツ)によって音の高低が決まります。具体例で言うと、私が実際の裁判で扱った工場の集塵機・コンプレッサーの音は、約60ヘルツと約80ヘルツ、エコキュートの運転音は、40ヘルツ付近～100ヘルツ前後で色々ですが、いずれも「ブーン・ジー・ゴー」の表現で言い表せますが聞こえにくい音です。NHKテレビの時報は440ヘルツで非低周波音、飛行場で言うと、「キーン」は非低周波音、「ゴー」が低周波音です。20ヘル

ツ以下の音(超低周波音)は、「聞こえない」と言われますが、音量が大きいと感知できます。パイプオルガンの太いパイプの音がそれで、音というより「地響き」です。この「聞こえにくい音」「聞こえない音」が低周波音のキーワードです。

低周波音と騒音の違い

この区別は、法的な問題として考える場合、われわれにとっては非常に重要で死活問題です。工学的にはヘルツの違いですが、裁判で争う弁護士にとっては「天と地」の違いなのです。騒音も公害問題ですが、その深刻さは比較になりません。違いを二つ指摘します。一つは、行政も含めて法令上の規制や基準がまったくないこと、もう一つは、低周波音は「うるさい音」ではない点です。規制がない点は法的には重要ですがここでは触れません。ただ一つだけ指摘しておきます。わが国では「参照値」(何と環境省が発表しています)という正体不明の数値が被害者に大きな災いをもたらしています。これは異常というか、大変、珍妙な現象です。この公の参考値は、欧州諸国のガイドラインよりもおよそ10デシベル(音量の単位)もの落差(緩い)があってそれがほとんど全ての

	ISO 感覚閾値	日本の 参照値	海外の基準値	
			スウェーデン	ドイツ
20Hz	79	76		71
25Hz	69	70		63
31.5Hz	60	64	56	55.5
40Hz	51	57	49	48
50Hz	44	52	43	40.5
63Hz	38	47	41.5	33.5
80Hz	32	41	40	28
90Hz				
100Hz			38	23.5

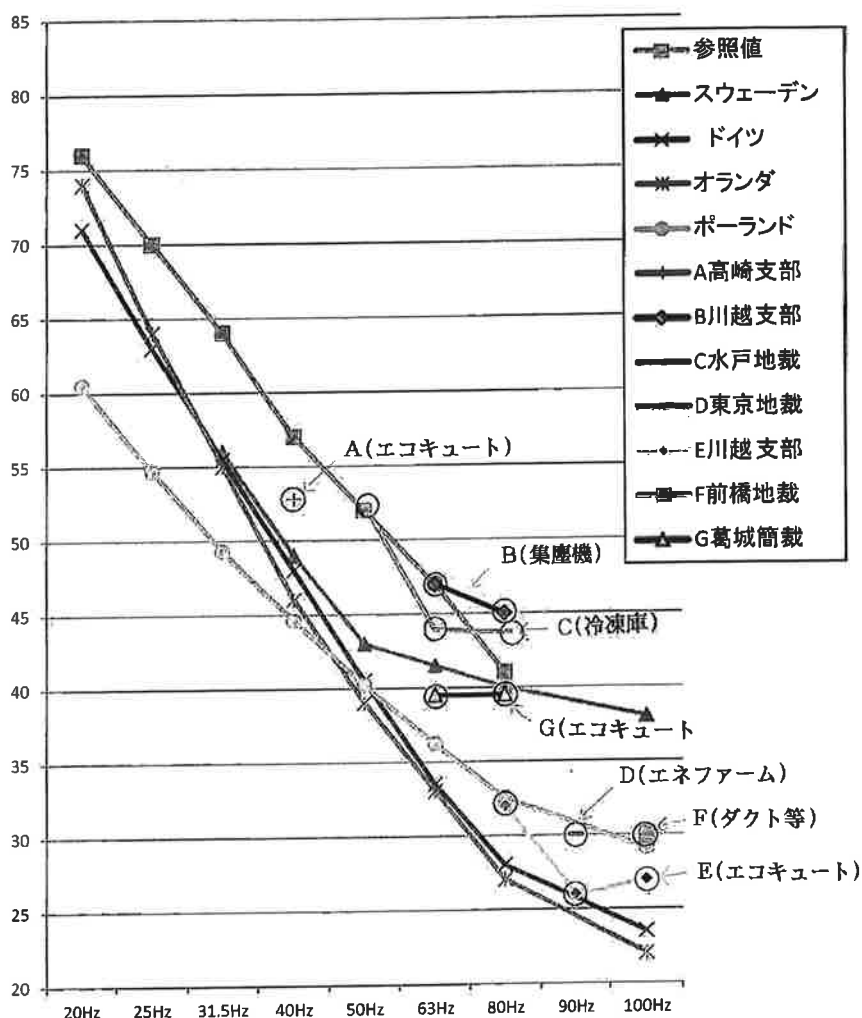
被害事例を飲み込んでしまっているのです(グラフを見れば一目瞭然です)。

二つ目は低周波音の聞こえ方の問題です。あるエコキュートメーカーが「静音設計」「図書館並みの静かさ」と謳ってセールスしたのは、私がある二つの特徴をうまく利用した結果です。低周波音問題がわが国では特に知られていないのをいいことに「聞こえにくい」性質を「静かさ」と言い換えたのです。騒音の場合は、「発生」→「知覚(聞こえる)」→「うるさい」→「不快・不眠」という過程を辿りますが、低周波音の場合は、「うるさい」の段階がありません。知覚したら多くの場合、生理的影響が生じます。このことには、鼓膜に始まる人の聴覚器官を踏まえた感知のメカニズムがかかわっています(低周波音の場合は鼓膜を通過しない感知ルートがある)。「本当に『うるさい』の?」と無邪気に問われることが交渉や裁判では重大な障害になります。このような無名性、未開発性に起因する負担が全て被害者に負わされている点が問題なのです。音の性質として騒音と異なるのが音の伝わり方です。低周波音は騒音について有効な防音措置が役に立たないどころか、増幅させる可能性があります。これらの低周波音固有の性質は聞こえ方や症状の出方に個人差があるという特徴につながります。

中間領域の考え方

建築家黒川紀章氏が私に大変有益な示唆を与えてくれました。黒川氏が提唱した「中間領域」の考え方がエコキュート・エネファーム問題の究極的解決の鍵を握っていると確信しています。

私が受任した案件ですが、千曲川のほとりに終(つい)の住居を設けて東京から移り住んだ依頼者宅の庭の鼻先にエコキュートをはじめとする室外機がズラーッと並んだ光景に非常に強い違和感を覚えました。この違和感の正体が分かったのです。黒川氏は、江戸時代の成熟した近代社会と大衆文化(「多階層雑居の大江戸コミュニティ」)を紹介した上で、城壁都市に代表される西欧建築と日本の民家や町屋に代表される伝統的建築の違いを「対立する空間」と「連続する空間」という空間意識の

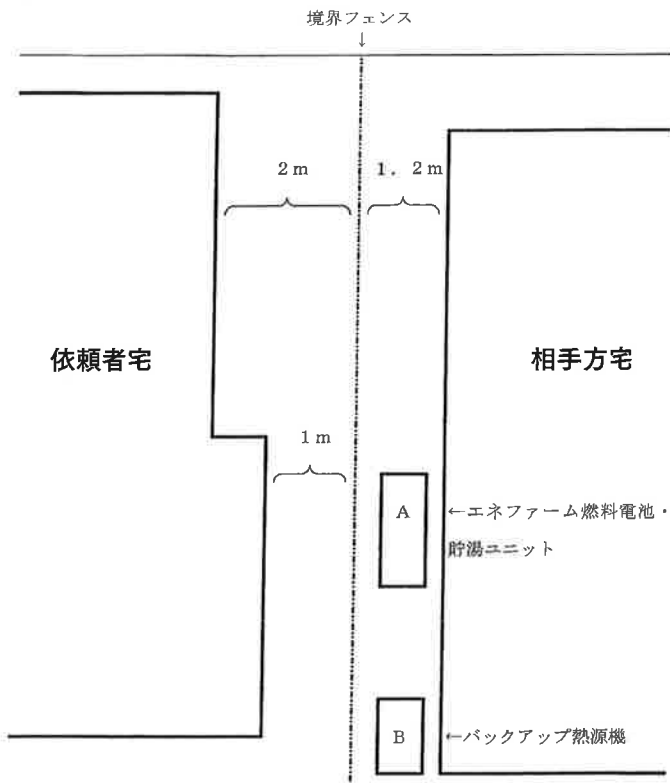


低周波音・数値比較グラフ
日本の参考値は、欧州諸国のガイドラインよりもおよそ10デシベルも緩く、ほとんど全ての被害事例は参照値を下回ってしまう

国内の裁判(調停)事例の測定値

オランダ	ポーランド	A高崎支部	B川崎支部	C水戸地裁	D東京地裁	E川崎支部	F前橋地裁	G葛城簡裁
74	60.5							
64	54.7							
55	49.3							
46	44.6	52.8						
39	40.2			52.4				
33	36.2		47	43.9				39.5
27	32.5		45	43.7		32		39.5
					30	26		
						27	30	

違いから説明しています。「西欧の建築は自然を征服し自然と対立することによって成立し」「日本の空間は、自然を取り込み、自然の一部に同化することによって自然と建築が調和し、一体化することによって成立している」と言うのです。伝統的日本家屋特有の「縁側」は、内部空間の一部ですが外部(庭)の一部でもあります。彼は、京都西陣の町屋建築を例にとり、町屋の格子を介した道空間(路地)は、交通機能を超えて「生活に密着したコミュニケーションスペースの機能を持っていた」と言い、路地や縁側、軒下、土間、回廊、格子などさまざまな建築ディテールによって構成される境界領域の多義性



隣家壁から2m弱の位置に設置されたエネファーム
どこでも見られる風景ですが...

に着目し、この曖昧なる空間が形成する「間(ま)」の必要性を説いたのです。このような「内」と「外」が交差する第3の領域が「中間領域」です。自宅裏と隣家表の間に中間領域が存在して連鎖的に連続して「住宅街」が成立しています。かつては隣家が置いた鈴虫の籠から聞こえる「虫の音(ね)」(これも中間領域を構成します)がエコキュートの運転音にとって換わりました。昔は、住居が密集していても、「中間領域」を互いに共有していたので問題が起らなかったのですが、今では「中間領域」は民法の所有権という概念によって取り払われ、境界線が西欧の城壁のごとく自宅と隣家を画するようになりました。こうして、エコキュート・エネファーム問題が社会問題化したというわけです。これは果たして隣家だけの責任でしょうか。これが私が本稿で投げかける問題です。

低周波音による被害に対する対策

ここで隣家の家庭用給湯器(エコキュートなど)や隣地で稼働する諸機械(コンプレッサー、空調機など)によって健康被害(自律神経失調症類似の症状)を受けている場合の対策を紹介します。

低周波音の場合、騒音と比べてシンプルで、大きく分けて二つです。音源の撤去(交換)と移設で、音源自体をなくしてしまうか、音が届かない(あるいは、知覚されない)距離まで遠ざけるかの二者択一です。

実際の裁判の例では、被害者宅から約5mの距離にあった工場内の集塵機とコンプレッサーを被害者宅とは反対側の工場外にコンクリート製の施設をつくって、

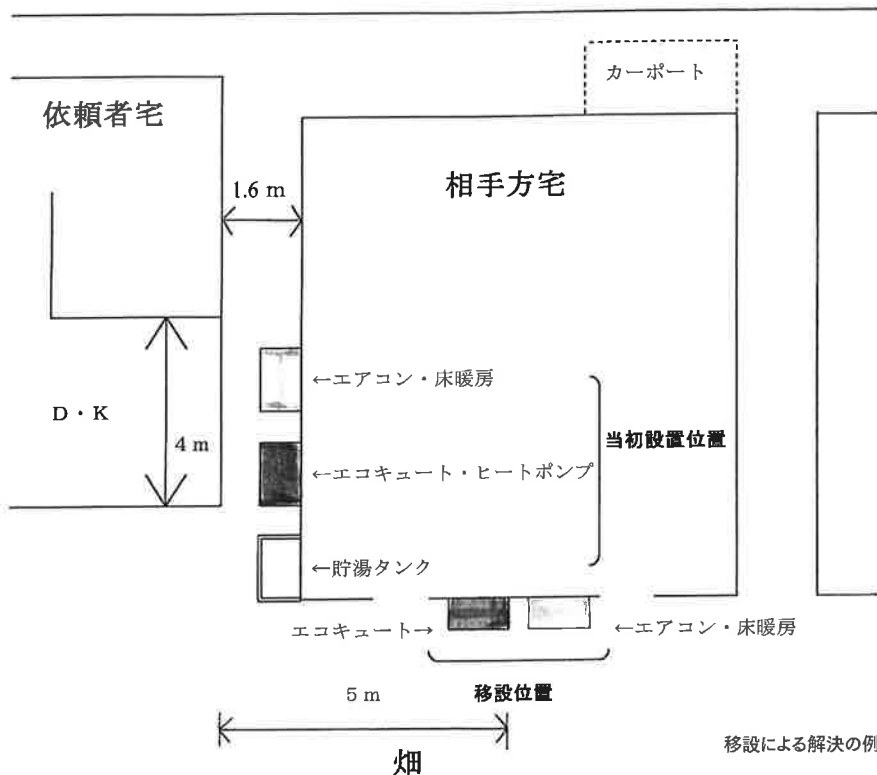
その中に収納することによって完全に音が被害者宅に浸透しなくなりました(さいたま地裁)。エコキュートの場合(前橋地裁)は、被害者宅から約2メートルの位置にあったエコキュートを電気温水器に交換して運転音による被害は完全になりました。最近の交渉事例では(ほとんど民事調停で合意)、移設によって解決することが多くなっています。大まかな目安ですが、エコキュート・エネファームの位置が被害者宅から直線で5m以内は危険圏、8~10m付近から安全圏と考えています(現場の状

況によっては反射などによって異なる浸透状況が生まれることがあります。音源宅が3方隣家に囲まれている場合があります、移設先に悩み頭を抱える場合もありますが、その場合は被害者を含めて4方の隣家が運転音による危険を公平に分担するよう、できる限り等距離になる位置に移設する案を考えることになります。

もう一つ、設置前に交渉して被害発生を防止する交渉事例が増えています。隣地で着工した新築工事の途中でエコキュートの設置を察知した人が設置自体を取りやめるか、設置場所を移動するようお願いするのは。この場合に応じてくれる確率は施工後に比べて格段に高くなります。「火中の栗」をあえて拾う人はいないという理屈ですが、私が受任するまではほとんど相手にされていません。

このように対策は物理的・技術的にはそれほど難しいことではないし、コストも必ずしも障害にはなりません。しかし、現実には音源宅が快く協力してくれる例は決して多くないのは残念なことです。隣家には賠償を伴う法的責任はなく、もっとも遠い製造業者が製造物責任を負い、その中間にいる施工業者が不法行為責任を負います。このように被害者から距離が離れるほど責任が重くなるというのが私の基本的な考えです。しかし、このような法的責任の所在が現実の交渉を難航させます。施工業者は隣家に「法的に全く問題ありませんから断って下さい」と言い、隣家は「施工業者が法的に問題ないと言っている」と言って相談者の申出を断ります。このように企業特有の責任回避の本能が隣家の対応を抑制する方向に働くのです。

最終的には、隣家の方々に低周波音問題について理解してもらうことに尽きます。相談者の中には、新聞報道などを中心とした私のブログを隣家に読んでもらって解決したと御礼かたがた連絡してくれた方もいます。やはり、ここで必要なのは、決して民法の所有権や境界線の考え方ではありません。法律は、私が大企業や国を相手に戦う時に使う武器であって、被害を訴える隣人に対して振り回すものではありません。隣人間に必要なのは、「法律」ではなく、「思いやり」「心遣い」「配慮」です。「中間領域」はその言い換えに過ぎません。



移設による解決の例

エコキュート・エネファーム問題は、国土が狭くて人口密度が高い日本だけの問題なのでしょうか、厳格な基準値をもつ西欧諸国では境界付近に室外機を置かないよう配慮をするのでしょうか、それとも、城壁都市の文化を背景とした西欧建築では音源機械を室外には出さないのでしょうか、はたまた、夜中・早朝に稼働する給湯器や発電機の開発自体をしないのかと疑問は尽きません。しかし、日本では、ますます都市化が進んで住宅敷地が細分化し、隣家相互の距離が2、3mしかない分譲住宅が増えています。ここで新築される住宅は、どれも裏側には開口部が小さく堅牢な壁に内と外をくっきりと分けられた西欧型の建築です。室外機群は「外」の住宅裏に設置されますが、この場所は隣家の表に連続する空間であり、隣人相互間で融通し合う公共的空間なのです。

宅地分譲業者、ハウスメーカー、建築家、給湯器製造業者、ガス会社などが形成するサークルが建主を取り巻いていますが、タテマエはともかく、本当の意思決定や判断は決して中心にいる建主がしているとは言えないと思います。これら住宅関連業者が境界領域が持つ公共性についての意識を共有しない限り、運転音問題は解決しません。このような内発的解決の契機があれば、そもそも規制、基準は必要ないのです。



相談窓口

◎病院・クリニック

国立病院機構盛岡病院
「化学物質過敏症・環境アレルギー外来」

外来は完全予約制・診察時間毎週金曜日14:00～17:00

予約受付 TEL 019-645-4564 岩手県盛岡市青山1丁目25-1

2002年12月に化学物質過敏症やシックハウス症候群の専門外来「化学物質過敏外来」として発足。現在では両疾患の他に、種々の環境アレルギーも含めた環境病全般に対応する外来として名称を変更しています。敷地内全面禁煙、院内トイレの芳香剤は禁止、専門外来前の廊下は発足時よりワックス掛けは全くとせず、外来周囲での携帯電話の使用禁止にしております。

そよ風クリニック

予約制 TEL 03-5335-5135 東京都杉並区荻窪2丁目41-12 ナチュラル荻窪207

自費診療予約制。化学物質過敏症・シックハウス症候群などの環境起因性疾患の診療を行っています。電磁波過敏症の確定診断はできませんが、電磁波による健康障害の相談も行っています。診療所の空気を汚さないように入室基準を厳守してもらいます。

◎低周波音相談先

井坂法律事務所

高崎事務所 群馬県高崎市緑町4-5-14 アイオンズビル2F(平日9:00～18:00)

TEL 027-370-5282 FAX 027-370-5292 E-mail: isaka.kazuhiro@po.kanet.ne.jp

2008年に高崎事務所を開設。2011年に提起したエコキュート高崎訴訟を契機に、低周波音公害の分野で、被害者側に立つ弁護士として全国的に名前を知られるようになる。全国各地の低周波音被害者から依頼を受け、出張相談や裁判で遠方まで出掛けることも多い。クライアントの痛みや苦しみを共有し、相談者・依頼者がよりよい人生を歩む手助けを行っていく。「全国電話無料相談」として、30分を目安に無料相談を受け付けています。まずはお電話を!

◎団体

EMFA 電磁波測定サービス

千葉県市川市八幡3丁目8-19 八幡ビル2F

測定料 12,000円(税別)※別途交通費、建物規模により変動あり

申込み方法 HP申込フォームより「EMFA 電磁波測定サービス」で検索

建物内部における50または60Hzの極低周波電磁場を測定します。測定結果に応じ、対策などアドバイスも実施。測定は当協会が認定した1級電磁波測定士が行います。

❖注意点:測定できる電磁波は、「低周波」の電磁波のみです。携帯電話や無線LANなどの「高周波」と呼ばれる電磁波、また建物の外の電磁波は測定できません。ご了承下さい。

EMFA STUDIO EARTH (EMFAスタジオアース)

千葉県市川市八幡3丁目8-19 八幡ビル2F

TEL 047-325-7747 E-mail: info@emfa-japan.org

参加費 1回12,000円(税別・人数問わず)※5名以上の申し込みで開催

所要時間 約2時間程度(調整可) 会場 各グループで準備(ご自宅、リビングOK)

電磁波測定士が電磁波の「基本のきほん」から丁寧に解説。簡易検電器を使いながら、生活の中にある電磁波を見つけるところからはじめます。電磁波のこと、学んでみませんか?

いのち環境ネットワーク (IB VOC-電磁波対策研究会)

E-mail voc-emf@mbn.nifty.com FAX 011-613-1984

すでに過敏症になった方への会報やホームページを通じた情報提供を行うほか、発症者の現状を広く伝え、発症者の救済とこれ以上発症者を増やさないために、そして最も影響を受けやすい子どもたちを守るために活動しています。相談はメールまたはFAXのみ受け付け(メールがベスト)。

ガウスネットワーク

E-Mail tez7@nifty.com TEL/FAX 042-565-7478

高圧線や携帯電話などから生じる電磁波問題に取り組んでいます。『がうす通信』を発行し、毎年全国大会を開催、地域の住民運動と協力して活動しており、低周波電磁波(高圧線)やリニアなどさまざまな問題を扱っています。ただし症状についての相談は受け付けていません。

NPO法人住環境測定協会

E-mail info@homenw.net TEL 082-890-1023 FAX 082-890-1033

シックハウス、電磁波などの住環境を測定し、対策・予防・改善を目的とする事業者の協会です。全国に住環境測定士が登録、全国に支部があり、相談・研修会などネットワークを広げています。電磁波に悩まれる方の相談も受け付けています。

電磁波からいのちを守る全国ネット

<http://denjihonet.mods.jp/>

全国組織で様々な団体が加盟しています。色々な電磁波源に悩む人々、送電線・携帯電話基地局の設置に反対する住民団体、健康被害を受けている方への支援グループなどの全国的なネットワークです。情報を交換しながら、「電磁波からいのちを守る」ための活動を行っています。

市民科学研究室

東京都文京区千駄木3-1-1 団子坂マンション・公園側棟

E-Mail trenraku@shiminkagaku.org TEL 03-5834-8328 FAX 03-5834-8329

市民科学研究室は、市民の問いかけから出発して、素人の知恵と力を結集して「市民にとってよりよい科学技術とは」を考え、提言するNPOです。

〈WEB署名協力のお願い〉

アナログメーターの存続を望む会

署名サイト:スマートメーターはいりません! 無線通信機能で健康被害(<http://urx.blue/pa1f>)

2016年4月15日、経済産業大臣にアナログメーターの提供継続と消費者の選択権、情報公開を求める署名を提出しました。今後も署名活動を継続し、経済産業大臣に提出する予定です。署名はchang.orgで受け付けております。ご協力お願い申し上げます。

❖相談先一覧は、あくまでも参考とし、ご自身の判断で相談・受診してください。ご相談先でのいかなるトラブルも、本誌は責任を負いません。

建築ジャーナル

2017年5月号 No.1266
東日本版

次号予告

2017年6月号(6月1日発行) フクシマ難民——原発と居住の権利

発行人
小田保彦

編集長
西川直子

編集
雨宮明日香
山崎太資
石井あゆみ
岩田敦子

AD
鈴木一誌

デザイン
山川昌悟
下田麻亜也
桜井雄一郎

作品企画
[東京]
小田保彦
生城山博敏
吉田 弦
[名古屋]
倉地孝彦
岡河良治
服部真也
竹下 孝
[大阪]
斎藤尚己

総務
大門俊彦

発行
企業組合建築ジャーナル
http://www.kj-web.or.jp/
info@kj-web.or.jp

[東京]
〒101-0032
東京都千代田区岩本町3-2-1共同ビル4F
Tel.03-3861-8101 Fax.03-3861-8205

[名古屋]
〒461-0001
名古屋市中区泉1-1-31吉泉ビル703
Tel.052-971-7477 Fax.052-951-3130

[大阪]
〒541-0043
大阪市中央区高麗橋2-3-5
柳湖堂ビル4F
Tel.06-4707-1385 Fax.06-4707-1386

表紙・関連連載 企画協力
ときの忘れもの

印刷・製本
(有)大創

建築ジャーナルの編集方針

- 1…市民、利用者にとつての
建築・都市への問いかけと批評
- 2…中央集権主義から地域主義へ。
地方自治、市民自治による「まちづくり」をめざす
- 3…人間環境を大切に、
地球環境に負荷をかけない建築づくりをめざす
- 4…市民＝公共のための設計業務・
建築プロフェッションの確立をめざす

建築ジャーナル取り扱い店 ◆バックナンバーについては建築ジャーナルまでお問い合わせ下さい。

北海道圏	(札幌市)ジュンク堂書店札幌店 (旭川市)ジュンク堂書店旭川店 (室蘭市)室蘭工業大学生活共同組合書籍部
東北圏	(青森県)成田本店しんまち店 (秋田県)スーパーブックス 八橋店 (岩手県)ジュンク堂書店盛岡店 (山形県)八文字屋 (宮城県)丸善仙台アエル店、八文字屋書店泉店 (福島県)鹿島ブックセンター (新潟県)ジュンク堂書店新潟店
東日本圏	(長野県)平安堂長野店、丸善松本店 (群馬県)ブックマンズアカデミー前橋店、蔦谷書店前橋みなみモール店、戸田書店高崎店、藤岡戸田書店(栃木県)喜久屋書店宇都宮店 (茨城県)リプロひたちなか店、川又書店県庁店 (埼玉県)ジュンク堂書店大宮高島屋店 (千葉県)厳翠堂書店、第2厳翠堂北習志野店、アカデミアちはら台店、丸善津田沼店 (山梨県)ジュンク堂書店岡島甲府店 (東京都)ジュンク堂書店池袋店、三省堂書店池袋本店、新栄堂書店新宿パークタワー店、紀伊國屋書店新宿本店、ブックファースト新宿店、三省堂本店、南洋堂書店、タイワブックス、東京建築士会書籍販売部、丸善日本橋店、八重洲ブックセンター、MARUZEN & ジュンク堂書店渋谷店、とうてつ書店、文化学園カルチャートキワ、TOTO ブックショップ、東京大学生協本郷書籍部、有隣堂目黒店、東京工業大学生協大岡山店、東京都市大学ブックストアー竹内書店、東京理科大学生協葛飾店、ジュンク堂書店吉祥寺店、アカデミアくまがわ書店桜ヶ丘店、オリオン書店ノルデ店、有隣堂八王寺店、首都大学生協南大沢購買書籍部、フタバ書店 (神奈川県)横浜国立大学生協工学部店、丸善ラゾーナ川崎店、文教堂書店溝ノ口本店、アカデミア港北店
中部圏	(静岡県)マルサン書店仲見世店、戸田書店静岡本店、MARUZEN & ジュンク堂書店新静岡店、谷島屋書店浜松本店 (愛知県)ジュンク堂書店名古屋店、ジュンク堂書店ロフト名古屋店、ジュンク堂書店名古屋栄店、丸善名古屋本店、正文館本店、ウニタ書店、ちくさ正文館本店、ちくさ正文館名城大学内BOOKSHOP、名古屋工業大学生協、精文館書店、豊川堂本店 (三重県)コメリ書房鈴鹿店、TSUTAYA四日市店 (岐阜県)三省堂書店岐阜店 (富山県)BOOKSなかだ本店専門書館、明文堂書店富山新店経営店、紀伊國屋書店富山店 (石川県)金沢ビーンズ明文堂書店、KITTEPA (福井県)勝木書店本店
近畿圏	(滋賀県)喜久屋書店草津店 (奈良県)喜久屋書店橿原店 (京都府)大龍堂書店、ジュンク堂書店京都店、京都工芸繊維大学購買部ブックセンター (大阪府)MARUZEN & ジュンク堂書店梅田店、紀伊國屋書店梅田本店、西日本書店、ジュンク堂書店大阪本店、紀伊國屋書店本町店、アセス、柳々堂、ジュンク堂書店難波店、近畿大学生協ショップLeaf (兵庫県)ジュンク堂書店三宮駅前店、ジュンク堂書店三宮店、神戸大学生協中央店、兵庫県立大学生協新在家キャンパス店 (岡山県)丸善岡山シンフォニービル店 (広島県)ジュンク堂書店広島駅前店、MARUZEN & ジュンク堂書店広島店 (鳥取県)本の学校今井ブックセンター (島根県)今井書店グループセンター店、明林堂書店益田店 (愛媛県)ジュンク堂書店松山店 (高知県)宮脇書店高知大丸店 (福岡県)丸善博多店 (鹿児島県)紀伊國屋書店鹿児島店、鹿児島大学生協中央店 (沖縄県)ジュンク堂書店那覇店
九州圏	

◎今月のみた＝萩原邸 (1924年設計・遠藤新 所在地:東京都世田谷区三宿1-15-2) 遠藤新(あらた)設計の小住宅。萩原庫吉は朝日新聞に勤めており、書斎のある住宅だ。1991年遠藤新の子息である遠藤陶の弟子、宮井昭隆設計により、音楽室増築と復原補修が行われた。現在の住み手、萩原淑子さんはハンガリー国立リスト音楽院に学んだバイオリニスト。ザルツブルグと日本を行き来し、音楽室ではヴァイオリンスクールAMADEを開く。建築面積98㎡と小さいが、写真のように天井高に変化をつけ、通風採光が考えてあって、狭さを感じさせない。いや、むしろ、はるか時間と空間を旅する住宅。(西川)



◎電磁波、低周波音で悩んでいる方からの電話を編集部にも多数いただき、微力ながら相談を受けている。共通して口にするのは、頭がぼだと思われるから、恥ずかしいから相談できないという悲しい言葉。万人が感じるものではないことが、周囲との溝を広げてしまう。また、悪意のあるなしは不明だが、過剰な情報で被害者意識をおおるような書籍やHPの記述を見て、不安を増幅させている方もいる。その切散臭い情報がまた世間に誤解を与え、被害者に対するイメージが悪化し溝を深めるという悪循環だ。私たちは確証のある情報だけを伝えていこうと、難しいこの問題に対して身を引き締める。(雨宮)

◎名古屋の開発が進んでいる。4月に入り、名古屋港にレゴランド・ジャパン、名古屋駅横にJRゲートタワーが新たにオープンした。3月末には名鉄名古屋駅の2000億円規模の再開発計画の発表もあった。名古屋城木造化計画もいまだ進行中だ。リアアが停まるという名分だけで、ずいぶんまちは変わったが、名駅周辺をのみの開発集中、テナントは特色がなく魅力に欠け、レゴランドはガラガラ。外見は新しくなったが、中身がない。結局、ハードよりソフトの時代なのよね。(山崎)

定期購読のご案内

毎月確実にお手元に届く
定期購読をおすすめします。
年間購読料(毎月1日発行・12冊)
9,900円(税・送料込)

【お申込み方法】

- ① 近くの弊社事務所まで
TEL/FAX/E-mailで
- ② 弊社HPのお申込みサイトで
- ③ Fujisanマガジンサービスで
PCから
www.fujisan.co.jp/kjkj
ケータイから
www.fujisan.co.jp/m/kjkj
24時間フリーダイヤルから
0120-223-223



◎訂正 建築ジャーナル4月号「業界を読む」弁護士・大城聡氏インタビューにて、文字が乱れていました。以下の通りに訂正いたします。
p391 段目4行目より
「『しかも、なぜ、汚染対策費を考慮しない価格で購入したのか?』ということ、都民に説明するべきなのです。」
2016年1月7日」